

**【事務事業調査】**

事務事業名	景観条例推進事業			予算科目	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業
				コード	001-8-4-1-00302010
担当部課	建設産業部 都市整備課	担当	都市整備担当	事業の分類	既存事業
		係長	小菅真守		

**■事務事業の概要**

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	H23 事後評価 平成23年度に景観条例が制定され、平成24年4月1日より施行されるため、景観ガイドラインの諮問や様々な事例に対応するため景観審議委員9人(学識経験者5人、住民代表2人、議会議員1人、関係行政機関1人)を置き、対応しました。景観計画策定検討会議を3回、計画策定委員会を4回行い、景観計画(案)を作成し、町長に答申しました。	良好な景観が維持され、潤いのある生活環境が形成されるとともに、将来にも高根沢らしい景観が残すことができ、長期的な定住の促進にもつながっていきます。
	H25 事前評価 景観ガイドラインの諮問や様々な事例に対応するため景観審議委員9人(学識経験者5人、住民代表2人、議会議員1人、関係行政機関1人)を置き、対応していきます。	
実績		

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
景観審議会の開催回数	5回		景観審議会は、景観法に抵触しそうな案件が出た場合に開催するものとなるため、年間回数を最大5回としてある。開催回数が少なくなすむように住民及び業者等に周知する。

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 報酬費	220	審議委員8人(関係行政機関は除いてあります。) 景観審議会 5回 8人×5回×5,500円=220,000円
2 旅費	48	審議委員旅費(東京～宝積寺間) 1人×5回×9,600円=48,000円
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	268	

**■事業費(実績)**

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
	0	

**■事業経費**

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	268		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金			
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	0		
	差引(一般財源)	268		